

～スライド制度(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)について～

スライド制度とは、工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更を請求することができる制度です。スライド制度は3種類(①全体スライド、②単品スライド、③インフレスライド)あります。

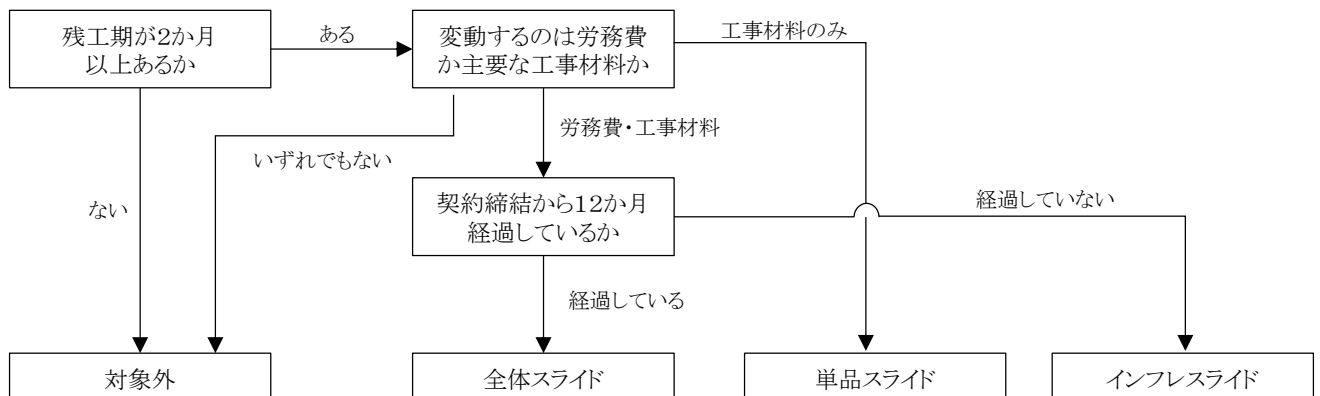
スライド制度の種類(工期末まで2か月以上ある工事が対象)

- ①全体スライド: 契約締結日から1年経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合に適用します。
- ②単品スライド: 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合に適用します。
- ③インフレスライド: 急激なインフレーションが生じ、短期的かつ急激に賃金水準や物価水準が変動した場合に適用します。

全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド	単品スライド	インフレスライド
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事	全ての工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事	全ての工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	残工事費の1.5%
	再スライド	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)

【スライド条項の適用イメージ】



※上記はあくまでイメージであり、実際には適用スライドが異なる場合や併用が可能となる場合もあります。